

2019年11月12日

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹 下 大

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年11月26日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月27日（水曜日）午後1時00分
（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ スカイスタジオ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 1. 第14期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項 2. 第14期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 資本金の額の減少の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会終了後、引き続き、株主の皆様へ当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shiftinc.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いておりますが、世界経済は、政治的な要因を包含する貿易摩擦や中国景気の下振れリスクを含みながら推移しており、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、社会全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念が浸透し始めてきており、また、よりスピーディに実装とテストを繰り返して開発を進めるアジャイル開発の浸透、サービスに柔軟性を持たせるマイクロサービスアーキテクチャーの採用が加速しているなど、技術的環境面においても目まぐるしく市場が変化しております。

加えて、労働人口の減少と政府が掲げる働き方改革の下で注目されているRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）は普及が進み、BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）、AI（アーティフィシヤル・インテリジェンス）、IoT（インターネット・オブ・シングス）などとの連携も具現化されてきております。また、世界的なスポーツイベントの開催や法改正といった社会的な要請の高いIT投資が期待される一方で、不正アクセスによる個人アカウント情報の外部流出などのセキュリティ問題も深刻化しています。

こうした経営環境の中、当社グループでは当連結会計年度を売上高1,000億円企業に向けた、2つ目の通過点である成長戦略「SHIFT300 -シフトスリーハンドレッド-」の二年目として位置づけ、高付加価値なサービスラインナップの拡充、各業界トップ企業との関係強化と成長フェーズにある中堅企業への事業拡大、品質保証業としてのブランディング力の向上を重点課題として取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は19,531,960千円（前年度比52.7%増）、営業利益は1,540,613千円（前年度比28.3%増）、経常利益は1,544,865千円（前年度比24.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は970,490千円（前年度比163.5%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①エンタープライズ市場

エンタープライズ市場では、金融業、流通業、製造業、通信業、ウェブサービス業など社会基盤を支える企業における業務システムや情報システムにおいて、ソフトウェアの品質保証に関するサービス全般を提供しております。

当連結会計年度では、特にIT投資規模が大きい金融業、流通業を注力業界として定め取り組んだ結果、長期的な関係構築を視野に入れたプロジェクトへの参画が進み、こうした新規顧客からの売上高が徐々に増加してまいりました。

この結果、当連結会計年度のエンタープライズ市場の売上高は17,378,649千円（前年度比54.1%増）、営業利益は4,235,435千円（前年度比62.3%増）となりました。

②エンターテインメント市場

エンターテインメント市場では、モバイルゲーム、ソーシャルゲーム、コンシューマゲーム等を提供する企業に向け、品質管理工程やデバック業務のアウトソーシング、カスタマーサポート業務のアウトソーシングにより、顧客ビジネスの付加価値を向上させるサービスを提供しております。

当連結会計年度では、エンタープライズ市場との社内シナジーを生かし、競合との差別化を図ったことによる既存顧客の受注拡大や新規拠点の開設などを行うことにより収益基盤の強化を進めました。

この結果、当連結会計年度のエンターテインメント市場の売上高は2,153,310千円（前年度比42.0%増）、営業利益は465,820千円（前年度比16.3%増）となりました。

<セグメント別売上高>

区分	2018年8月期 前連結会計年度		2019年8月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
エンタープライズ市場	千円 11,276,603	% 88.1	千円 17,378,649	% 89.0	千円 6,102,046	% 54.1
エンターテインメント市場	1,516,076	11.9	2,153,310	11.0	637,233	42.0
合計	12,792,680	100.0	19,531,960	100.0	6,739,279	52.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、256,727千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

当社は、当連結会計年度において、業務拡大に対応し、東京テストセンターや札幌テストセンターを増床いたしました。これに伴い、建物20,284千円、工具器具及び備品55,051千円の設備投資を行っております。また、ソフトウェアテスト業務の効率化のために、独自に開発しているテスト支援ツール「CAT」に対して機能追加に係る開発を行っており、ソフトウェアに71,384千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施をした資金調達の状況は以下のとおりであります。

- ①2019年3月22日に第三者割当の方法により、みずほ証券株式会社を割当先とした行使価格修正条項付第8回新株予約権を10,000個発行いたしました。当連結会計年度中に第8回新株予約権10,000個の行使が完了し、合計で5,197,850千円の資金調達を行いました。
- ②当連結会計年度中において、安定した資金確保のため、取引金融機関3行より長期借入金1,550,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年1月8日付で株式会社アッションの全株式を、また、2019年3月5日付で株式会社システムアイの全株式を新たに取得し連結子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2016年8月期	第12期 2017年8月期	第13期 2018年8月期	第14期 (当連結会計年度) 2019年8月期
売上高(千円)	5,511,866	8,174,062	12,792,680	19,531,960
営業利益(千円)	517,832	391,479	1,200,902	1,540,613
経常利益(千円)	569,560	440,641	1,238,510	1,544,865
親会社株主に 帰属する当期 純利益(千円)	307,807	208,692	368,239	970,490
1株当たり 当期純利益(円)	21.40	14.49	25.49	65.54
総資産(千円)	3,363,201	5,330,786	6,284,898	14,975,329
純資産(千円)	1,828,078	2,117,752	2,506,433	8,938,053
1株当たり 純資産額(円)	120.90	133.52	159.33	551.69

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2016年8月期	第12期 2017年8月期	第13期 2018年8月期	第14期 (当事業年度) 2019年8月期
売上高(千円)	4,940,011	5,497,499	9,602,879	14,252,453
営業利益(千円)	563,017	189,711	810,525	1,113,467
経常利益(千円)	559,994	192,480	814,264	1,082,126
当期純利益(千円)	352,376	124,695	165,458	802,878
1株当たり 当期純利益(円)	24.49	8.66	11.45	54.22
総資産(千円)	3,152,632	4,555,814	5,295,608	13,241,944
純資産(千円)	1,784,191	1,916,282	2,096,613	8,273,001
1株当たり 純資産額(円)	123.88	132.80	144.78	527.81

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「平成30年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は15兆4,780億円と試算されております。また、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が公表する「ソフトウェア開発データ白書2018-2019」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は、約33%とされており、当社グループの対面するソフトウェアテストの市場規模は約5兆円と推定されます。

しかしながら、依然として顧客企業内においてソフトウェア開発者がテスト工程の業務を行っているのが主流であり、ソフトウェアテストのアウトソース需要は拡大傾向にあるものの、日本国内で顕在化しているアウトソース市場は小規模なものにとどまっております。

当社グループは、この潜在的な5兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

さらに、注力業界である金融・流通業における、あらゆる企業へのサービス展開を目指すべく、営業体制の強化を図ってまいります。

② サービスラインナップの強化

当社グループは、独自に標準化・仕組化されたノウハウに基づきソフトウェアテストを提供しており、その対象分野は、特定の業種業態にとらわれない幅広い分野を対象としつつ、テストの対象もスマートフォン向けの小規模なアプリケーションから金融機関の基幹システムなどの大規模なものまで、規模や開発言語・手法にもとらわれない幅広いものとなっております。

今後さらに事業規模を拡大していく上では、金融業等の特に規模が大きな市場での当社グループの事業拡大を実現するために、各業界における高度な業務知識の拡充、サービスラインナップの強化が重要な課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、金融業・流通業などの各注力業界に精通したプロジェクトマネジメントやコンサルティングスキルに長けた専門性が高く優秀な人材の確保、育成を進めてまいります。また、柔軟な組織体制を構築し、より専門性の高いチーム編成を行うことで、網羅的なサービスラインナップ強化を進めてまいります。

③ 人材採用力の強化

当社グループは、それまで開発者が行ってきた検証工程を、開発者以外であっても実行できるように、作業工程の徹底的な標準化を行うことでIT人材以外の人材を採用してまいりました。また、注力業界である金融・流通業での事業拡大のため、業界知識の豊富な人材の採用も同時に行ってまいりました。

1,000億円企業を目指すにあたっては、上述の営業展開やサービスラインナップの強化を進めるため、各分野のスペシャリストの採用が早期に取り組むべき課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、従前の採用手法だけにとどまらず、あらゆる採用手法を積極的に取り入れ、採用体制の強化を進めてまいります。

④ 海外展開

海外のソフトウェア開発市場は日本よりも大きく、また、ソフトウェアテストのアウトソース市場の顕在化も進んでおります。

そのため、当社グループにおけるサービスの海外展開は長期的な成長を実現するために取り組むべき課題であると認識しております。当社グループでは、海外子会社を設立し、日本で培ったソフトウェアテストのノウハウに基づき、コスト競争力に優れたリソースを利用したサービスの開発を進めております。こうしたサービス提供の準備が整い次第、北米などの主要なソフトウェア開発市場へ進出を図ってまいります。

⑤ 企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテストを中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

一方で当社グループは、「新しい価値の創造」を目指し、世界中で通用するサービスを創造することを企業理念に掲げており、品質を軸として積極的な事業展開を行い、新しい価値を創造する企業としてのブランドを醸成していくことが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテストの事業を拡大させる一方で、開発工程の上流からサービスを提供することで開発全体の品質保証を図るべく領域の拡大を目指しており、既存事業との関連性、収益性、社会性、従業員の士気向上への影響等を考慮した上で、1,000億円企業に向かって新たなサービスの創出と一定の割合を定めて新規事業に積極的に投資し、「スマートな社会」の実現に向けて、なくてはならないSHIFTグループのポジショニングを強化してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容(2019年8月31日現在)

ソフトウェアテストを中心とするソフトウェアの品質保証サービス全般

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHIFT GLOBAL PTE LTD	100 千シンガポールドル	100.0 %	ソフトウェア開発 ソフトウェアテストサービス
SHIFT ASIA CO., LTD.	500 千米ドル	100.0 % (100.0)	ソフトウェアテストサービス
株式会社 SHIFT SECURITY	5,000 千円	65.0 %	ソフトウェア脆弱性診断サービス
A L H 株式会社	9,000 千円	90.0 % (90.0)	ITソリューションサービス
株式会社アッション (注) 2	9,800 千円	100.0 %	Webマーケティング事業
株式会社システムアイ (注) 3	25,000 千円	100.0 %	システムコンサルティング

(注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。

2. 2019年1月8日付で、株式を取得し、連結子会社としております。

3. 2019年3月5日付で、株式を取得し、連結子会社としております。

(9) 企業集団の主要拠点等(2019年8月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
東京テストセンター	東京都港区
札幌テストセンター	北海道札幌市中央区
福岡テストセンター	福岡県福岡市中央区
大阪テストセンター	大阪府大阪市北区
名古屋テストセンター	愛知県名古屋市中区

②主要な子会社

名 称	所 在 地
SHIFT GLOBAL PTE LTD	本社：シンガポール
SHIFT ASIA CO., LTD.	本社：ベトナム
株式会社SHIFT SECURITY	本社：東京都港区
ALH株式会社	本社：東京都目黒区
株式会社アッション	本社：東京都目黒区
株式会社システムアイ	本社：神奈川県横浜市西区

(10) 企業集団の使用人の状況(2019年8月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,001 [845] 名	+730 [+311] 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。
3. 使用人数が当連結会計年度において730名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用及び連結子会社が5社増加したためであります。

(11) 主要な借入先(2019年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	899,065 千円
株式会社みずほ銀行	1,035,014
株式会社三井住友銀行	202,795
株式会社横浜銀行	377,969

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,737,000 株 |
| (3) 株主数 | 3,438 名 |
| (4) 上位10位の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丹 下 大	5,876,800 株	37.34 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,662,600	16.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	851,599	5.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	658,900	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	456,200	2.90
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	389,400	2.47
Draper Nexus Technology Partners, LP	261,600	1.66
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	256,000	1.63
野村信託銀行株式会社 (投信口)	192,000	1.22
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	134,800	0.86

(注) 持株比率は、自己株式 (160株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式 (66,100株) は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	新株予約権 の行使時の 1株当たり の払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (注) 1 (2011年1月15日)	2,000個	当社普通株式 1,000,000株	無償	10円	2013年1月16日 ～2021年1月14日
第3回新株予約権 (注) 1 (2013年3月21日)	15個	当社普通株式 7,500株	無償	200円	2015年4月1日 ～2023年3月20日
第4回新株予約権 (注) 1 (2014年7月29日)	92個	当社普通株式 46,000株	無償	300円	2016年8月1日 ～2024年7月28日
第5回新株予約権 (注) 2 (2015年7月21日)	1,200個	当社普通株式 120,000株	1個当たり 600円	1,201円	2015年8月10日 ～2022年8月9日
第6回新株予約権 (注) 3 (2016年11月30日)	2,000個	当社普通株式 200,000株	1個当たり 550円	1,228円	2018年12月1日 ～2023年12月28日
第7回新株予約権 (注) 4 (2018年2月20日)	220個	当社普通株式 22,000株	1個当たり 100円	4,430円	2020年12月1日 ～2025年2月28日

- (注) 1 上記の第1回、第3回及び第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。
 - ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
 - iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 2 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2016年8月期から2018年8月期（以下、「対象期間」という。）までの監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が、いずれかの期において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割当てを受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 対象期間におけるEBITDAが600百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち10%
 - (b) 対象期間におけるEBITDAが700百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち50%
 - (c) 対象期間におけるEBITDAが800百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち100%
 - ii 対象期間のいずれかの期において、EBITDAが300百万円を下回った場合には、上記 i に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
 - iii 新株予約権者は、上記 i の条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iv その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 3 上記の第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2018年8月期から2019年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期

において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ii 新株予約権者は、上記 i の条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 上記の第7回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2020年8月期から2021年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが3,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社は2014年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また2015年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

2. 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記1.の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（10円）	2013年1月16日 ～2021年1月14日	2,000個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第5回（1,201円）	2015年8月10日 ～2022年8月9日	600個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第6回（1,228円）	2018年12月1日 ～2023年12月28日	500個	1名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2019年2月28日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において、第三者割当による第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しました。つづく2019年3月6日付の取締役会において発行条件等を決議し、2019年3月22日に、以下のとおり、みずほ証券株式会社にて全て割り当てております。

(1) 割当日	2019年3月22日
(2) 新株予約権の総数	10,000個
(3) 新株予約権の発行価格	総額9,710,000円 (本新株予約権1個当たり金971円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は1,000,000株です。
(5) 資金調達額	4,866,710,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び その修正条件	当初の行使価額は、4,895円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。））とします。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 下限行使価額は、3,916円（発行決議日の直前取引日の東証終値の80%（1円未満の端数を切り上げ））とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	みずほ証券株式会社（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当方式

<p>(8) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しております。本割当契約において、①割当先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できること、及び②割当先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p>
----------------	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹 下 大	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director ALH株式会社 取締役 株式会社アッション 取締役 株式会社さうなし 取締役 株式会社システムアイ 取締役
取締役副社長	松 尾 茂	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director
取 締 役	小 林 元 也	株式会社SHIFT PLUS 取締役 ALH株式会社 取締役 株式会社メソドロジック 取締役 株式会社SHIFT SECURITY 取締役 Airitech株式会社 取締役 株式会社システムアイ 取締役
取 締 役	中 垣 徹二郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director DJパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社trippiece 社外取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 株式会社イノーバ 社外取締役 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役 株式会社favy 社外取締役
取 締 役	佐々木 道 夫	株式会社瑞光 社外取締役 東京エレクトロン株式会社 社外取締役
取 締 役	知 識 賢 治	日本交通株式会社 代表取締役社長
取 締 役	福 田 讓	SAPジャパン株式会社 代表取締役社長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	三 浦 進	—
監 査 役	木 呂 子 義 之	株式会社デュアルトップ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社フィスコ 社外取締役
監 査 役	松 井 勝 之	東京エレクトロンデバイス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 中垣徹二郎氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏、福田譲氏は社外取締役であります。中垣徹二郎氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏、福田譲氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
2. 三浦進氏、木呂子義之氏、松井勝之氏は社外監査役であります。木呂子義之氏、松井勝之氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 中垣徹二郎氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏、福田譲氏、三浦進氏、木呂子義之氏、松井勝之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 三浦進氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、松井勝之氏は大手上場企業において経理を専門として豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 鈴木修氏は、2018年11月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	113,639千円	(うち社外	2名	10,800千円)
監査役	3名	17,250千円	(うち社外	3名	17,250千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2018年11月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が2名在任しているためであります。
3. 役員報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2005年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額200百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2005年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況並びに発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中垣 徹二郎	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	佐々木 道夫	就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	知識 賢治	就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	福田 譲	就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、IT業界における企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	三浦 進	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、IT業界における見識と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として当社並びに子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査役会に報告しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	木呂子 義之	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	松井 勝之	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手上場企業において経理を専門とした豊富な経験・知識を活かし、取締役会における財務・会計、ガバナンスの適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(注) 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を10回行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 前事業年度の総会終結の時をもって当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツが任期満了となりました。当事業年度より新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に迎えております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 30,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
 - b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - c) 監査役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - d) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査部門は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
 - e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら閲覧できる。
3. 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
 - a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。
 - b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
 - c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、経営管理部門が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。
 - d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a) 当社の経営管理部門は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
 - b) 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - c) 当社の監査役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
 - d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。
 - b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - c) 監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。
 - b) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるよう努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性はもちろん、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,014,846	流 動 負 債	3,772,756
現金及び預金	8,691,223	買掛金	474,634
売掛金	2,909,200	一年内返済予定の長期借入金	669,781
たな卸資産	186,672	未払費用	1,127,096
その他	245,677	未払法人税等	389,541
貸倒引当金	△17,927	賞与引当金	96,941
固 定 資 産	2,960,482	その他	1,014,761
有形固定資産	520,525	固 定 負 債	2,264,518
建物	287,993	長期借入金	2,103,628
リース資産	47,739	その他	160,890
その他	184,792	負 債 合 計	6,037,275
無形固定資産	1,650,020	(純資産の部)	
のれん	1,207,774	株 主 資 本	8,654,704
その他	442,245	資本金	3,268,039
投資その他の資産	789,936	資本剰余金	3,222,851
投資有価証券	33,304	利益剰余金	2,214,450
繰延税金資産	159,768	自己株式	△50,636
長期預金	105,774	その他の包括利益累計額	△9,283
敷金及び保証金	466,299	為替換算調整勘定	△9,283
その他	24,789	新株予約権	1,842
		非支配株主持分	290,790
		純 資 産 合 計	8,938,053
資 産 合 計	14,975,329	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,975,329

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,531,960
売上原価	13,315,898
売上総利益	6,216,061
販売費及び一般管理費	4,675,448
営業利益	1,540,613
営業外収益	
受取利息	615
助成金収入	49,275
その他の	8,212
営業外費用	
支払利息	7,346
持分法による投資損失	7,035
為替差損	4,035
資金調達費用	34,111
その他の	1,321
経常利益	53,851
特別利益	1,544,865
関係会社株式売却益	3,951
投資有価証券売却益	302
段階取得に係る差益	8,570
税金等調整前当期純利益	12,824
法人税、住民税及び事業税	624,578
法人税等調整額	△128,711
当期純利益	1,557,690
非支配株主に帰属する当期純利益	495,867
親会社株主に帰属する当期純利益	1,061,823
	91,332
	970,490

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	585,694	540,506	1,243,959	△60,175	2,309,984
当期変動額					
新株の発行	2,682,345	2,682,345			5,364,690
親会社株主に帰属する 当期純利益			970,490		970,490
自己株式の処分				9,539	9,539
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	2,682,345	2,682,345	970,490	9,539	6,344,720
当 期 末 残 高	3,268,039	3,222,851	2,214,450	△50,636	8,654,704

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△5,570	△5,570	2,562	199,457	2,506,433
当期変動額					
新株の発行					5,364,690
親会社株主に帰属する 当期純利益					970,490
自己株式の処分					9,539
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3,713	△3,713	△720	91,332	86,899
当期変動額合計	△3,713	△3,713	△720	91,332	6,431,619
当 期 末 残 高	△9,283	△9,283	1,842	290,790	8,938,053

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 18社

(2) 主要な連結子会社の名称

SHIFT GLOBAL PTE LTD

株式会社SHIFT PLUS

SHIFT ASIA CO., LTD.

株式会社 SHIFT SECURITY

ALH株式会社

株式会社アッション

株式会社システムアイ

2019年1月8日付で株式会社アッションの全株式を取得したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、2019年3月5日付で株式会社システムアイの全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、従来より持分法適用会社であった株式会社SHIFT PLUSは、2019年2月28日付で株式を追加取得したことにより連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ALH株式会社他12社については決算日が連結決算日と異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
----	-------

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3～5年)、顧客関連資産については効果の及ぶ期間(14年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前連結会計年度90,392千円)は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」159,768千円に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1 たな卸資産の内訳

仕掛品	185,919 千円
貯蔵品	753
合計	186,672

2 有形固定資産の減価償却累計額

426,180 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,737,000株

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,373,500株

5. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

長期預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、金融機関の信用性を適宜把握しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は設備投資・運転資金を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,691,223	8,691,223	-
(2) 売掛金（※1）	2,891,273	2,891,273	-
(3) 長期預金	105,774	105,816	42
(4) 敷金及び保証金	466,299	477,358	11,058
資産計	12,154,570	12,165,671	11,101
(5) 買掛金	474,634	474,634	-
(6) 未払費用	1,127,096	1,127,096	-
(7) 未払法人税等	389,541	389,541	-
(8) 長期借入金（※2）	2,773,410	2,766,016	△7,394
負債計	4,764,683	4,757,289	△7,394

※1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期預金、(4)敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(5)買掛金、(6)未払費用、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額33,304千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

551円69銭

2 1株当たり当期純利益

65円54銭

(注)「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 66,100株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 71,511株)。

7. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の減少)

当社は、2019年10月23日開催の取締役会において、2019年11月27日開催予定の第14回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1 資本金の額の減少の目的

今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とし、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2019年8月31日現在の資本金の額3,268,039,000円のうち3,258,039,000円減少し、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少すべき資本金の額

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の減少の日程

取締役会決議	2019年10月23日
定時株主総会	2019年11月27日
債権者異議申述最終日	2020年1月6日（予定）
減資の効力発生日	2020年1月7日（予定）

8. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アッション

事業の内容 Web マーケティング事業・インターネットメディア
事業・海外マーケティング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社アッションは、リスティング広告の運用やプッシュ通知ツールの提供など、Web マーケティングに関する多岐にわたるソリューションを提供しています。また、A/B テストにおける世界2位のシェアを持つ「Visual Website Optimizer (以下 VWO)」の日本唯一のプレミアムパートナーであり、マーケティング戦略から A/B テスト戦略に関する高レベルなノウハウを持つコンサルタント集団でもあります。本株式取得により、従来 of 事業の主軸としてきたソフトウェア製品の機能テストや、負荷テスト、脆弱性検証などの非機能テストに加え、「わかりやすさ」「使いやすさ」などの製品の性能や機能では計ることのできない、ユーザーの「使いごち」を追求する「魅力的品質」の向上を目指したサービスラインナップのさらなる展開を図ります。また、アッションにおける Web 領域のお客様を中心に培った A/B テスト、「魅力的品質」の追求に関わるノウハウを、当社のエンターテインメント、Web 領域のお客様に加え、主力顧客層とするエンタープライズ領域に展開することにより、従来、注視されてこなかった社内システム、ツールの使いやすさの向上による業務効率の改善についても支援体制の構築を図ります。

(3) 企業結合日

2019年1月8日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社アッションの株式を100%取得したためです。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2019年1月1日から2019年8月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	338,316千円
取得原価		338,316千円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 35,396千円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

287,654千円

(2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	106,109千円
固定資産	12,311
資産合計	118,421
流動負債	67,759
固定負債	-
負債合計	67,759

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社システムアイ

事業の内容 システムコンサルティング・金融/製造/販売/流通
系の業務システム設計開発・EC サイト構築

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、従来の事業の主軸としてきたソフトウェアテストにおいて、エンタープライズ市場でのシェアを拡大することを目的に、金融/製造/販売/流通業界で事業を展開し知見を有する株式会社システムアイを子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

2019年3月5日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社システムアイの株式を100%取得したためであります。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年3月1日から2019年8月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	900,000	千円
-------	----	---------	----

取得原価		900,000	千円
------	--	---------	----

4 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザー等に対する報酬・手数料等 32,666千円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん
 の金額

213,196千円

(2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	856,401千円
固定資産	378,401
資産合計	<u>1,234,802</u>
流動負債	344,255
固定負債	203,743
負債合計	<u>547,998</u>

7 のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均 償却期間
顧客関連資産	278,000千円	14年

8 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	780,316千円
営業利益	50,867
親会社株主に帰属する当期純利益	60,491

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式付与ESOP信託)

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与ESOP信託を導入しております。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末でそれぞれ、50,446千円、66,100株であります

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,196,387	流動負債	2,892,285
現金及び預金	6,747,158	買掛金	235,421
売掛金	2,168,241	一年内返済予定の長期借入金	624,968
たな卸資産	62,857	未払金	327,131
前払費用	103,229	未払費用	956,118
関係会社短期貸付金	101,996	未払法人税等	267,583
その他	26,140	未払消費税等	343,528
貸倒引当金	△13,235	その他	137,532
固定資産	4,045,556	固定負債	2,076,657
有形固定資産	295,135	長期借入金	2,021,872
建物	155,671	その他	54,785
工具、器具及び備品	95,998	負債合計	4,968,942
リース資産	43,465	(純資産の部)	
無形固定資産	180,531	株主資本	8,271,159
ソフトウェア	178,576	資本金	3,268,039
その他	1,954	資本剰余金	3,253,039
投資その他の資産	3,569,889	資本準備金	3,253,039
投資有価証券	32,804	利益剰余金	1,800,717
関係会社株式	2,816,030	その他利益剰余金	1,800,717
関係会社長期貸付金	132,620	繰越利益剰余金	1,800,717
繰延税金資産	123,995	自己株式	△50,636
長期預金	105,555	新株予約権	1,842
敷金及び保証金	358,882	純資産合計	8,273,001
資産合計	13,241,944	負債・純資産合計	13,241,944

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,252,453
売 上 原 価	10,007,249
売 上 総 利 益	4,245,204
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,131,736
営 業 利 益	1,113,467
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,272
受 取 配 当 金	7,884
助 成 金 収 入	3,452
そ の 他	880
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,895
為 替 差 損	5,822
資 金 調 達 費 用	34,111
経 常 利 益	45,829
特 別 利 益	1,082,126
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,951
税 引 前 当 期 純 利 益	1,086,078
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334,336
法 人 税 等 調 整 額	△51,136
当 期 純 利 益	802,878

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	585,694	570,694	570,694	997,839	997,839	△60,175	2,094,051
当期変動額							
新株の発行	2,682,345	2,682,345	2,682,345				5,364,690
当期純利益				802,878	802,878		802,878
自己株式の処分						9,539	9,539
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,682,345	2,682,345	2,682,345	802,878	802,878	9,539	6,177,108
当期末残高	3,268,039	3,253,039	3,253,039	1,800,717	1,800,717	△50,636	8,271,159

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,562	2,096,613
当期変動額		
新株の発行		5,364,690
当期純利益		802,878
自己株式の処分		9,539
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△720	△720
当期変動額合計	△720	6,176,388
当期末残高	1,842	8,273,001

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度51,433千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」123,995千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	297,525 千円
2	関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
	短期金銭債権	19,728 千円
	短期金銭債務	147,791 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	12,226 千円
営業取引（支出分）	1,433,860 千円
営業取引以外の取引（収入分）	11,971 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	66,260 株
------	----------

上記普通株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式66,100株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	31,506 千円
貸倒引当金	4,052
未払費用	37,742
未払金	7,538
未払地代家賃	12,463
敷金及び保証金	11,895
減価償却超過額	13,082
投資有価証券評価損	131,163
その他	17,609
繰延税金資産小計	267,054
評価性引当額	△143,059
繰延税金資産合計	123,995

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

527円81銭

2 1株当たり当期純利益

54円22銭

(注)「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 66,100株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 71,511株)。

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

10. その他の注記

連結注記表の「8. その他の注記」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社SHIFT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHIFTの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHIFT及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社SHIFT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHIFTの2018年9月1日から2019年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月23日

株式会社SHIFT 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

三浦 進

㊞

監査役（社外監査役）

木呂子 義之

㊞

監査役（社外監査役）

松井 勝之

㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、業務執行における意思決定の機動性を向上させると共に業務執行に対する監督機能の強化を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

また、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

②上記①以外の変更

下記の3点について、変更を行います。

- ・当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものであります。
- ・取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる旨の変更を行うものであります。なお、この取締役の責任の一部免除に関する定款変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- ・上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) (条文省略)	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 1. ~11. (条文省略) 12. コンピューターシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発、テスト、販売、保守に関する業務 13. ~18. (条文省略)	第2条 (目的) 1. ~11. (現行どおり) 12. <u>コンピューターシステム・ソフトウェア及びハードウェア</u> の企画、設計、開発、テスト、販売、保守、 <u>リース及び賃貸</u> に関する業務 13. ~18. (現行どおり)
第3条~第4条 (条文省略)	第3条~第4条 (現行どおり)
第5条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第5条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第14条 (条文省略)	第6条~第14条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第15条 (決議の方法) 1. (条文省略) 2. 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	第15条 (決議の方法) 1. (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第16条 (議決権の代理行使) 1. (条文省略) 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第16条 (議決権の代理行使) 1. (現行どおり) 2. <u>前項の場合</u> 、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現行定款	変更案
<p>第17条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（員数） 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>第20条（選任方法） 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3.（条文省略）</p> <p>第21条（任期） 取締役会の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第17条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（員数） <u>1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（選任方法） <u>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p> <p>第21条（任期） <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第24条（条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条（条文省略）</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条～第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（重要な業務執行の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第31条（員数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第32条（選任方法） 1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 5. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u></p>	<p>第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条（取締役との責任免除等） 1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第33条（任期）</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会の招集通知）</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、会日3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役会の決議）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関しては、法令または本定款のとか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第38条（報酬等） <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第39条（監査役との責任限定契約） <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第32条（監査等委員会の招集通知） <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第33条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第34条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第35条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (会計監査人の責任限定) 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (会計監査人の責任限定) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>令和元年11月開催の第14回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たんげ まさる 丹下 大 (1974年9月22日生)	2000年4月 株式会社インクス 入社 2005年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director（現任） 2017年3月 ALH株式会社 取締役（現任） 2019年1月 株式会社アッション 取締役（現任） 2019年1月 株式会社さうなし 取締役（現任） 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役（現任）	5,876,800株
2	まつお しげる 松尾 茂 (1963年8月18日生)	1987年4月 富士通株式会社 入社 1999年4月 Fujitsu Thailand Co., Ltd. 出向 (財務責任者) 2004年9月 富士通株式会社 経理部 担当部長 2004年10月 同社 電子デバイス事業本部 第二経理部長 2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社出向 2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部 ディレクター 2012年10月 同社 財務経理本部 シニアディレクター 2014年7月 日本電産株式会社 入社 CFO戦略室部長 2014年10月 同社 CFO戦略室長 2015年5月 同社 汎用モーター事業本部CFO 2016年7月 同社 GMS事業部CFO 兼 管理統括部長 2017年3月 当社入社 取締役副社長（現任） 2017年10月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director（現任）	一株
3	こばやし もとや 小林 元也 (1979年2月13日生)	2003年4月 株式会社インクス 入社 2007年4月 当社入社 2009年11月 当社 ソフトウェアテスト事業部長 2013年5月 当社 執行役員 2014年11月 当社 取締役（現任） 2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役（現任） 2017年3月 ALH株式会社 取締役（現任） 2017年8月 株式会社メソドロジック 取締役（現任） 2017年11月 株式会社SHIFT SECURITY 取締役（現任） 2018年5月 Airitech株式会社 取締役（現任） 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役（現任）	111,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	なかがき てつじろう 中垣 徹二郎 (1973年2月2日生)	1996年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2011年4月 同社 投資本部長 2011年4月 DFJ JAIC Venture Partners, LLC (現Draper Nexus Venture Partners, LLC) 設立 Managing Director (現任) 2013年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締役 (現任) 2013年12月 株式会社trippiece 社外取締役 (現任) 2014年5月 株式会社STUDIOUS (現 株式会社TOKYO BASE) 社外取締役 (現任) 2014年9月 株式会社イノーバ 社外取締役 (現任) 2014年10月 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director (現任) 2014年11月 当社 社外取締役 (現任) 2016年9月 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役 (現任) 2018年4月 株式会社favy 社外取締役 (現任)	一株
5	※ まつもと あきら 松本 晃 (1947年7月20日生)	1972年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 1986年11月 センチュリーメディカル株式会社 出向 取締役営業本部長 1993年1月 ジョンソン・エンド・ジョンソン メデ イカル株式会社 (現ジョンソン・エン ド・ジョンソン株式会社) 代表取締役プレジデント エチコンエン ドサージェリー事業本部長 1999年1月 同社 代表取締役社長 2008年1月 同社 最高顧問 2008年4月 カルビー株式会社 顧問 2008年6月 同社 取締役 2009年6月 同社 代表取締役会長兼CEO 2018年6月 同社 シニアチェアマン 2018年6月 RIZAPグループ株式会社 代表取締役 2019年1月 同社 取締役 2019年6月 同社 特別顧問 (現任) 2019年6月 ラディクトールジャパン株式会社 代表取締役会長CEO (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2020年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
 3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 中垣徹二郎氏及び松本晃氏は社外取締役候補者であります。
 5. 中垣徹二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのManaging Partnerで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、国内外において成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。また、中垣徹二郎氏が社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 6. 松本晃氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般を監督いただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、松本晃氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 8. 当社は、中垣徹二郎氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、松本晃氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	※ みうらすすむ 三浦 進 (1949年7月10日生)	1972年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社 1999年4月 インフォコム株式会社入社 2003年10月 インフォバック株式会社 (現GRANDIT株式会社) 代表取締役 2006年6月 インフォコム株式会社 取締役 2008年6月 同社 監査役 2012年11月 当社 常勤監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">※ さ さ き み ち お 佐々木 道夫 (1957年3月7日生)</p>	<p>1982年3月 リード電気株式会社 (現 株式会社キーエンス) 入社</p> <p>1999年6月 同社 取締役APSULT事業部長 兼事業推進部長</p> <p>2000年12月 同社 代表取締役社長</p> <p>2010年12月 同社 取締役特別顧問</p> <p>2017年5月 株式会社瑞光 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年11月 当社 社外取締役 (現任)</p>	一株
3	<p style="text-align: center;">※ ち し き け ん じ 知識 賢治 (1963年1月27日生)</p>	<p>1985年4月 鐘紡株式会社 入社</p> <p>1998年4月 株式会社リサーチ 代表取締役</p> <p>2004年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼 代表執行役社長・最高執行責任者 (COO)</p> <p>2006年1月 同社 代表取締役社長執行役員</p> <p>2010年6月 株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ 代表取締役社長</p> <p>2015年10月 日本交通株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2018年11月 当社 社外取締役 (現任)</p>	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
3. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 三浦進氏、佐々木道夫氏及び知識賢治氏は社外取締役候補者であります。
5. 三浦進氏、佐々木道夫氏及び知識賢治氏を社外取締役候補者とした理由は、3氏が経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任をお願いするものであります。また、三浦進氏が社外監査役に就任してからの期間は本総会終結の時をもって7年、佐々木道夫氏及び知識賢治氏が社外取締役に就任してからの期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、三浦進氏、佐々木道夫氏及び知識賢治氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、3氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、三浦進氏、佐々木道夫氏及び知識賢治氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ふくやま よしと 福山 義人 (1949年12月20日生)	1972年4月 コンピュータサービス株式会社 (現SCSK株式会社) 入社 1988年12月 株式会社CSK (現SCSK株式会社) 取締役 2004年7月 同社 代表取締役 2005年10月 株式会社CSK ホールディングス (現SCSK株式会社) 代表取締役 2010年12月 株式会社マネジメント・サポート 設立 代表取締役 (現任) 2011年4月 株式会社デジタルデザイン (現SAMURAI&J PARTNERS株式会社) 取締役 2011年8月 当社 顧問 2013年8月 株式会社デジタルデザイン (現SAMURAI&J PARTNERS株式会社) 取締役会長 2013年11月 当社 監査役 2016年4月 株式会社デジタルデザイン 取締役 (現 SAMURAI&J PARTNERS株式会社) (監査等委員)	2,000株

- (注) 1. 取締役候補者の選任が承認された場合、選任の効力は本総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会の開始の時までの予定であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福山義人氏は補欠の社外取締役候補者であります。
4. 福山義人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任をお願いするものであります。
5. 当社は、福山義人氏との間において就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を選任後締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額200百万円以内と決議いただいております。

当社は第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬額は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

（1）減少する資本金の額

資本金 3,258,039,000円

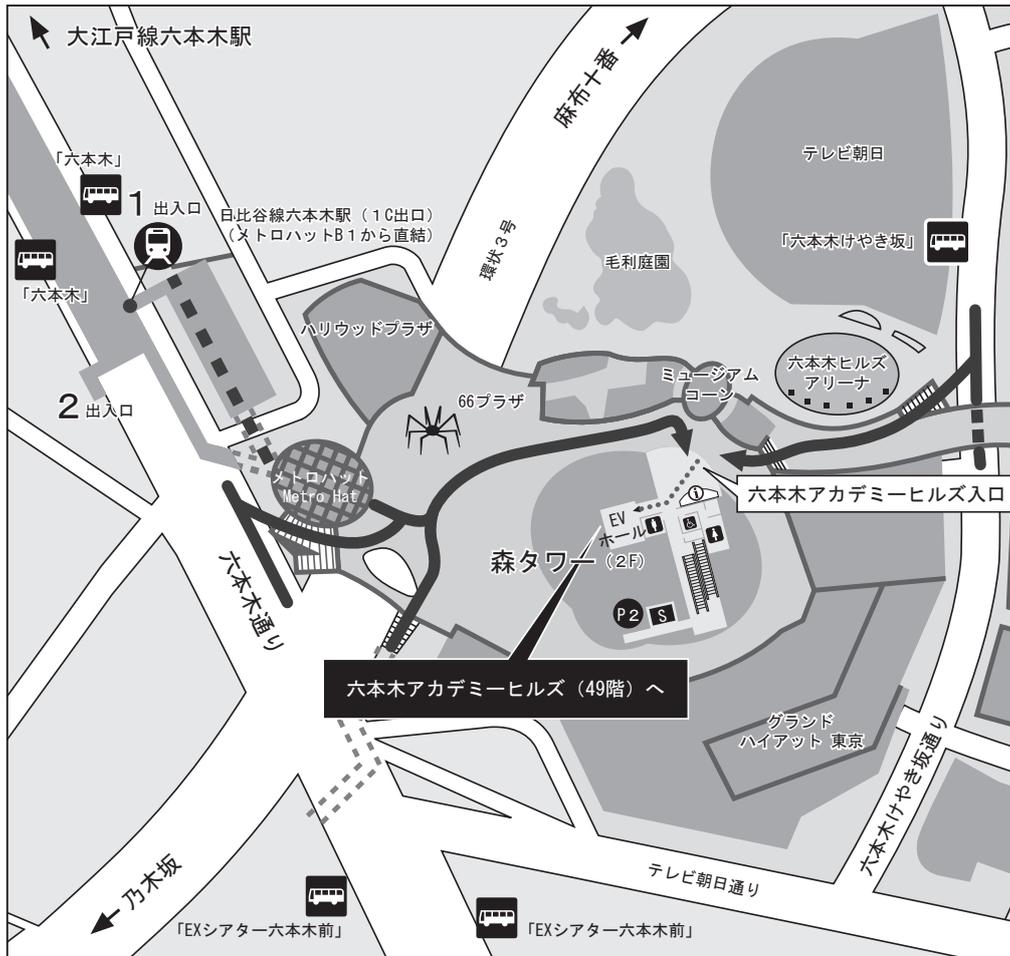
（2）資本の額の減少が効力を生ずる日

2020年1月7日

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ スカイスタジオ



会場最寄駅

東京メトロ 日比谷線 「六本木」駅1C出口より徒歩3分（コンコースにて直結）
都営地下鉄 大江戸線 「六本木」駅3出口より徒歩6分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。
※株主総会終了後、引き続き、株主の皆様にご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。